

広島県告示第二百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有 限 会 社 ト ツ ツ	医療法人社団加藤会	広島市安佐北区落合五丁目一番一〇号	居宅介護支援事業所ちかいの里	広島市安佐北区落合五丁目一番一〇号	平成二十二年二月二十八日
有 限 会 社 高 村 工 作 所		福山市神辺町川北九七六番地三	白ゆり居宅介護支援事業所	福山市神辺町川北九七六番地の三	平成二十二年一月三十一日
		尾道市平原三丁目一番一五号	居宅介護支援事業所ふあみりい黒瀬	東広島市黒瀬町檜原二六二番地六	平成二十二年二月二十八日